

議員提出議案第 1 号

平成 23 年 5 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間における議会議員
の議員報酬の減額に関する条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

平成 25 年 3 月 26 日提出

南相馬市議会議長 横山元栄様

提出者	南相馬市議会議員	平田	武
賛成者	南相馬市議会議員	小林	正幸
〃	〃	渡部	寛一
〃	〃	志賀	稔宗

提案理由

東日本大震災からの復旧・復興対策及び原子力災害への対応に必要な財源の確保に向けて、議員報酬の 10 パーセント減額措置を平成 26 年 11 月 30 日まで延長するため、必要な改正を行うものである。

南相馬市条例第 号

平成23年5月1日から平成25年3月31日までの間における議会議員の議員報酬の減額に関する条例の一部を改正する条例

平成23年5月1日から平成25年3月31日までの間における議会議員の議員報酬の減額に関する条例（平成23年南相馬市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>平成23年5月1日から平成26年11月30日までの間における議会議員の議員報酬の減額に関する条例</u></p> <p>平成23年5月1日から平成26年11月30日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年南相馬市条例第42号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から10パーセントを減じて得た額とする。</p>	<p><u>平成23年5月1日から平成25年3月31日までの間における議会議員の議員報酬の減額に関する条例</u></p> <p>平成23年5月1日から平成25年3月31日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年南相馬市条例第42号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から10パーセントを減じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議員提出議案第2号

北朝鮮の核実験強行に断固抗議する決議

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成25年3月26日提出

南相馬市議会議長 横山元栄様

提出者	南相馬市議会議員	小林正幸
賛成者	南相馬市議会議員	渡部寛一
〃	〃	平田武
〃	〃	志賀稔宗
〃	〃	水井清光

北朝鮮の核実験強行に断固抗議する決議（案）

北朝鮮は2013年2月12日、3回目の核実験を強行した。これは明らかに国連決議や6者会合共同声明、日朝平壤宣言に反するものである。平和と安全を希求する我が国のみならず、北東アジアと世界の平和を脅かす重大な行為であり、断じて容認できるものではない。

南相馬市は、「核兵器廃絶平和都市宣言」をし、核兵器廃絶、「核兵器のない世界」をつくることを強く訴えている。また、本市は一昨年、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以来、放射能災害によって全市民が甚大な被害をこうむっている現状からも、断じて容認できない暴挙であり、厳重に抗議する。

日本国政府においては、北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求めるよう国際社会と協調して断固たる措置をとるとともに、国際的な協議の場で平和的解決に向け、毅然とした速やかな対応を強く求める。

以上決議する。

平成25年 3月26日

福島県南相馬市議会